

【現行】長野市障害者基本計画の体系

基本理念	ひとりひとりの個性を認め合い、すべての人の人権が尊重され、誰もが安心して笑顔で輝きながら、元気で暮らしていけるまちを目指す。			
基本的視点	ひとりひとりの尊重	地域生活移行の推進	地域で支えあう福祉の推進	
基本目標	施策体系			
1 権利・理解の促進 ～ともに生きる心を育むために～	1-1 障害のある人の権利を守る	⇒		
	1-2 障害を理解する	⇒		
2 相談・福祉サービスの充実 ～地域で自立するために～	2-1 相談支援体制の促進	① 障害者ケアマネジメントの充実	2-1へ	
		② 身近に相談できる体制づくり		
	2-2 福祉サービスの充実	① 福祉サービスの質の向上	2-3へ	
		② 福祉施設の充実		
3 暮らしの充実 ～安心して生活するために～	3-1 生活基盤の整備	① 住まいの充実	7-3へ	
		② 健康づくりの充実	6-2へ	
		③ 所得の保障	4-3へ	
		④ 生活の移手段の確保	7-1へ	
	3-2 社会参加のために	① 余暇活動の充実		5-1、5-2へ
		4-1 母子保健事業・早期療育体制の充実	① 充実	6-1、3-2へ
			② 連携	
		4-2 福祉サービスの充実	① 充実	2-4、3-2へ
② 連携(情報交換及び提供)				
4-3 教育的支援の充実		3-1～3へ		
4 教育、育成の充実 ～生きる力を育てるために～	5-1 雇用機会の拡大に向けて	① 相談から就労への支援	4-1、4-2へ	
		② 企業へのアプローチ		
	5-2 日中活動の充実	① 日中活動	2-3、4-3へ	
	5-3 工賃アップ		4-3へ	
	5-4 優先調達推進			
5 就労・日中活動の充実 ～積極的に活動するために～	6-1 ユニバーサルデザインの推進	① ユニバーサルデザインを実現する公共施設の計画	7-3へ	
		② 防犯・防災・災害	7-2へ	
	6-2 地域生活の推進		1-2、2-3へ	
	6-3 コミュニケーション支援の充実		2-2へ	
6 ユニバーサルデザインのまちづくり ～安心して活動するために～				

【次期】長野市障害者基本計画の体系(案)

基本理念(現行)	ひとりひとりの個性を認め合い、すべての人の人権が尊重され、誰もが安心して笑顔で輝きながら、元気で暮らしていけるまちを目指す。		
基本的視点	ひとりひとりの尊重	包括的な支援の推進	地域で支えあう福祉の推進
基本目標	施策体系		
1 障害のある人の権利を守り、理解を促進する	1-1 権利擁護の推進		
	1-2 障害に対する理解の促進		
2 自立した生活・意思決定を支援する	2-1 相談支援体制の充実		
	2-2 情報提供・意思疎通支援の充実		
	2-3 地域移行支援・福祉サービスの充実		
	2-4 障害のある子どもに対する支援の充実		
3 個性を伸ばし、生きる力を育む	3-1 インクルーシブ教育システムの推進		
	3-2 早期療育・発達支援の充実		
	3-3 教育環境の整備		
4 雇用・就労、経済的自立を支援する	4-1 障害者雇用の促進と就労支援の充実		
	4-2 障害特性に応じた就労環境の整備		
	4-3 福祉的就労の充実		
5 文化・スポーツ活動等への参加を促進する	5-1 文化・スポーツ活動等の活動支援の充実		
	5-2 文化・スポーツ活動等に親しむことのできる環境の整備		
6 母子保健・健康づくりを充実する	6-1 母子保健事業の充実		
	6-2 健康づくりの充実		
7 安全・安心に暮らせる	7-1 移手段の確保・充実		
	7-2 防犯・防災対策の強化		
	7-3 ユニバーサルデザインの推進		
【施策体系見直しの考え方】			
基本理念について	国の第4次計画は、権利条約を批准してから初めての基本計画であり、基本理念等に反映されている。(参考)国の第4次計画の基本理念(目的)のキーワード「共生社会の実現」「自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加」、「その能力を最大限発揮し自己実現できるよう支援」これらを踏まえ、基本理念について、変更の有無も含めて検討する。		
基本的視点について	第4次計画に示された分野横断的な視点として、「当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援」、「障害のある女性、子ども、高齢者の複合的困難に配慮したきめ細かい支援」等が挙げられており、これらを踏まえ、「包括的な支援の推進」を計画の基本的視点とした。		
施策体系について	国の基本計画において、第3次から第4次にかけて施策体系(分野)が変更されており、国の体系を踏まえ、これまでの継続性も考慮したうえで柱立てを変更した。この中で、国の第4次計画では、権利条約の理念や東京オリンピック・パラリンピック開催を契機とした共生社会の実現・発信を目指し、これまで小項目であった「文化芸術・スポーツ等の振興」を独立した施策分野に格上げしており、本市も国の動向を踏まえ、1つの柱として位置付けた。また、アンケート調査や団体ヒアリングで意見・要望が多かった送迎・移手段の確保や障害特性に応じた就労環境や情報提供等は、小柱(基本施策)として位置づけ、引き続き推進していくこととする。		